権を有する一方、年会費を支払う義務を負担する会員債権者」(以下「認可確定時会員債権者」という。)が、更生計画認可決定日の翌日から、更生計画認可決定確定日の属する月の末日又は平成23年２月28日のうちいずれか遅い日までの間（以下「選択期間」という。)に、更生会社に対し管財人指定の様式による書面での退会届を提出しなかったときは、権利の変更後の債権全額を選択期間満了日の翌日に更生会社に再預託したものとみなし、再預託額を新たな預託金とする会員として、ゴルフ場の優先的施設利用権を認める（以下「継続会員債権者」という。)。

なお、認可確定時会員債権者が複数の預託金債権を有するときは、当該預託金債権毎に、上記の退会届出の提出の選択をすることができる。

⑵　復帰会員債権者

別表11―３「一般更生債権弁済計画表（会員債権者・退会済み)」の債権者のうち、「更生手続開始決定日において、更生会社と会員契約を継続していたが、更生手続開始決定日から更生計画認可決定確定日までの間に会則に従って退会届出を提出し会員資格を喪失した会員債権者（平成22年９月１日以降、管財人指定の様式による退会届出を提出した者も含む。)」(以下「開始後退会会員債権者」という。)が、選択期間内に、更生会社に対し、管財人指定の様式による書面で退会の意思表示を遡って撤回した上、当該会員に係る平成22年分までの年会費（適用期間は平成22年11月30日まで）の未払分のある場合にはその全額及び平成23年分年会費（適用期間は平成22年12月１日から平成23年11月30日まで）を更生会社に対して支払ったときは、権利の変更後の債権全額を更生会社に再預託したものとみなし、再預託額を新たな預託金とする会員として、ゴルフ場の優先的施設利用権を認める（以下「復帰会員債権者」という。)。

なお、開始後退会会員債権者が複数の預託金債権を有するときは、当該預託金債権毎に、上記の退会撤回の選択をすることができる。

⑶　継続会員債権者及び復帰会員債権者の義務等

「継続会員債権者」及び「復帰会員債権者」は、ゴルフ場の優先的施設利用権を有するが、同時に、年会費の支払義務その他会員の義務も継続して負担し、同義務を履行しない場合は会則に従ってゴルフ場の優先的施設利用権も停止する。

更生会社は、「継続会員債権者」及び「復帰会員債権者」に対して、権利の変更後の債権額を預託金額とする会員証書を発行することができる。

２　会員契約の終了する預託金債権者

⑴　選択退会会員債権者

「認可確定時会員債権者であって、上記第４の１⑴の規定により退会届を提出し、会員たる地位の継続を選択しなかった会員債権者」(以下「選択退会会員債権者」という。)は、選択期間満了時に、会員としてのゴルフ場の優先的施設利用権を有しないことが確定する。

⑵　退会確定会員債権者

「開始後退会会員債権者であって、上記第４の１⑵の規定により、退会の意思表示の撤回をしなかった会員債権者」(以下「退会確定会員債権者」という。)は、選択期間満了時に、会員としてのゴルフ場の優先的施設利用権を有しないことが確定する。

⑶　開始時退会会員債権者

別表11―３「一般更生債権弁済計画表(会員債権者・退会済み)」の内、「従前更生会社と会員契約を締結していたが、更生手続開始決定時までに会則に従って退会届出を提出し、会員資格を喪失した会員債権者」(以下「開始時退会会員債権者」という。)は、更生計画認可決定時に、会員としてのゴルフ場の優先的施設利用権を有しないことが確定する。

３　預託金債権を有しない会員（特別会員）の処遇

預託金債権を有しないが、会則に従って年会費の支払義務を負う別表11―２「一般更生債権弁済計画表（会員債権者・特別会員)」の特別会員は、会則に従って会員としての地位を失うまで、会員としてゴルフ場の優先的施設利用権を有するが、同時に、年会費の支払義務その他会員の義務も継続して負担し、同義務を履行しない場合は会則に従ってゴルフ場の優先的施設利用権も停止する。

第５　複数の債権を有する場合の措置

同一債権者が、継続会員債権者、復帰会員債権者、選択退会会員債権者、退会確定会員債権者又は開始時退会債権者として預託金債権を重複して有する場合、更生債権の弁済方法及び会員としての扱い（会員としてのゴルフ場の優先的施設利用権の扱い）については、それぞれの更生債権又は会員契約ごとに適用されるものとする。

第７章　弁済・納付に関するその他の事項

１　弁済・納付の場所

本更生計画による弁済は、全て更生会社の本店において行う。本店が移転した場合は、移転した本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が特定の銀行等の口座への振込みを、文書をもって求めたときは、更生担保権者又は更生債権者の求める銀行等の口座への振込みにより弁済を行う。この場合、振込費用は更生会社の負担とする。

弁済・納付期限が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日をもって弁済・納付期限とする。

２　放棄・取下債権等の取扱い

更生手続開始決定日(平成22年３月31日)以降完済までに、更生担保権又は更生債権の一部の放棄若しくは届出の取下げ又は相殺があったときは、放棄又は届出の取下げ後の債権額に基づいて第６章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

３　債権譲渡等の場合の取扱い

更生手続開始決定日(平成22年３月31日)以降に更生担保権又は更生債権の譲渡又は移転があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済の方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として適用する。一部譲渡又は一部移転があったときは、新旧権利者は、譲渡又は移転後の債権額に応じて、免除額を按分負担し、弁済額を按分取得する。

４　端数処理

更生担保権又は更生債権の権利の変更において生ずる免除後の債権の１円未満の端数は切り捨てる。

本更生計画の実行に伴う按分その他計算において、１円未満の端数が生じたときは、この端数は切り捨てる。

５　弁済充当の順序

弁済又は納付する更生担保権又は更生債権の中に、利息、損害金又は延滞金等を含む場合、その充当順序は、租税等については、本税その他の元金、延滞金等の順とし、それ以外の更生担保権及び更生債権については、損害金、利息、元本の順とし、いずれの場合も、同じ性質の債権が複数あるときは、発生の古いものから順次充当する。

第８章　未確定更生債権等に対する措置

第１　未確定更生債権等に対する措置

該当なし。

第２　提起されている確定訴訟

該当なし。

第９章　弁済資金の調達方法等

第１　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、保有する現預金並びに本件スポンサー契約に基づくスポンサーからの出資金及び貸付金等の支援金額等をもってこれに充てる。

第２　予想超過収益金の使途

予想超過収益金が生じた場合には、更生計画の遂行に必要な費用並びに更生会社の運営に必要な運営資金及び設備の更新若しくは新規の投資に充てるものとする。